

特別養護老人ホームへの補助の変遷

		単年度予算(2か年に分割して交付)				単年度予算				債務負担行為		
年度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度～	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
補助単価	制度	国庫補助 県補助金名: 社会福祉施設等施設整備費補助金及び社会福祉施設等設備整備費補助(負担)金	国庫補助	国庫補助	国交付金	県単(地財措置)	県単(地財措置)	県単(地財措置)	県単(地財措置)	県単(地財措置)	県単(地財措置)	
	単価	ユニット 都市部:4,600千円/人 〔国負担2/3 3,066千円 県負担1/3 1,534千円〕 標準:4,200千円/人 〔国負担2/3 2,800千円 県負担1/3 1,400千円〕	ユニット 都市部:4,500千円/人 〔国負担2/3 3,000千円 県負担1/3 1,500千円〕 標準:4,100千円/人 〔国負担2/3 2,733千円 県負担1/3 1,367千円〕	ユニット 都市部:4,000千円/人 〔国負担2/3 2,666千円 県負担1/3 1,334千円〕 標準:3,700千円/人 〔国負担2/3 2,466千円 県負担1/3 1,234千円〕	ユニット 2,536千円/人 〔国交付 2,250千円 県負担 286千円〕	ユニット 2,536千円/人 〔特別債 2,250千円 県負担 286千円〕 ※特別債=後年度交付税措置(一般財源化) ※元利償還金の100%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入 ※特別債はH17国交付金額が基準	ユニット 4,000千円/人 〔特別債 4,000千円 県負担 千円〕 ※特別債=後年度交付税措置(一般財源化) ※元利償還金の100%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入 ※経済危機対策により特別債は実支出を基に各県が決定	ユニット 4,000千円/人 〔特別債 4,000千円 県負担 千円〕 ※特別債=後年度交付税措置(一般財源化) ※元利償還金の70%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入 ※経済危機対策により特別債は実支出を基に各県が決定	ユニット 4,000千円/人 〔特別債 4,000千円 県負担 千円〕 ※特別債=後年度交付税措置(一般財源化) ※元利償還金の70%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入 ※経済危機対策により特別債は実支出を基に各県が決定	ユニット 4,500千円/人 〔特別債 4,500千円 県負担 千円〕 ※特別債=後年度交付税措置(一般財源化) ※元利償還金の70%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入 ※経済危機対策により特別債は実支出を基に各県が決定	ユニット 4,500千円/人 〔特別債 4,500千円 県負担 千円〕 ※特別債=後年度交付税措置(一般財源化) ※元利償還金の70%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入 ※経済危機対策により特別債は実支出を基に各県が決定	ユニット 4,500千円/人 〔特別債 4,500千円 県負担 千円〕 ※特別債=後年度交付税措置(一般財源化) ※元利償還金の70%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入 ※経済危機対策により特別債は実支出を基に各県が決定
	単価	多床室 都市部:6,500千円/人 〔国負担2/3 4,333千円 県負担1/3 2,167千円〕 標準:5,900千円/人 〔国負担2/3 3,933千円 県負担1/3 1,967千円〕	多床室 採択せず	多床室 採択せず	多床室 採択せず	多床室 採択せず	多床室 採択せず	多床室 4,000千円/人 〔特別債 4,000千円 県負担 千円〕	多床室 4,000千円/人 〔特別債 4,000千円 県負担 千円〕	多床室 4,000千円/人 〔特別債 4,000千円 県負担 千円〕	多床室 4,500千円/人 〔特別債 4,500千円 県負担 千円〕	多床室 4,500千円/人 〔特別債 4,500千円 県負担 千円〕
	制度	県単 県補助金名: 千葉県社会福祉施設整備費補助金	廃止	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単価	ユニット 国庫補助額×1/6 多床室 国庫補助額×1/8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※ 13年度以前は㎡当りの基準単価に対し3/4(国負担2:県負担1)の補助率(13年度の鉄筋構造単価は198,700円/㎡)